

令和3年8月31日

令和4年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構)

1. 令和4年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和4年度 要 求 額	令和3年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	460	190	270	142.1
うち 出 資	460	190	270	142.1
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	250	95	155	163.2
うち 国内債	250	80	170	212.5
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	15	△15	皆減
合 計	710	285	425	149.1

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和4年度末 残高(見込)	令和3年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	1,275	815	460	56.4
うち 出 資	1,275	815	460	56.4
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	445	195	250	128.2
うち 国内債	430	180	250	138.9
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	15	15	—	0.0
合 計	1,720	1,010	710	70.3

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分	令和4年度 要 求 額	令和3年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額	710	285	425
(内訳) 支援事業体への出融資	710	285	425

資金計画

(単位：億円)

区 分	令和4年度 要 求 額	令和3年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額	710	285	425
(財源) 財政投融资	710	285	425
財政融資	—	—	—
産業投資	460	190	270
政府保証	250	95	155
自己資金等	—	—	—

財政投融資を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構)

<官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

海外における通信・放送・郵便事業は、同事業分野が規制分野であるが故の政治リスク（突然の政策・制度の変更）やそれに伴う需要リスク（想定していた利用者確保できずに採算割れを招くおそれ）が存在するため、民間から資金が集まりにくく、民間事業者だけでは参入が困難な状況にある。

このため、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（以下「機構」という。）は、我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対して資金供給その他の支援を行うことにより、我が国の事業者の海外展開を後押ししており、民間が負担しきれないリスクを一部負担することにより、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない分野において、民間金融からの資金供給を誘発（「呼び水」効果）する役割を担っている。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

機構が事業の支援を行うに当たっては、機構と協調して民間事業者から出資等の資金供給が行われることを要件とし、民間事業者のイニシアティブにより運営することとしており、官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行うこととしている。

<対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構支援基準（平成 27 年総務省告示第 412 号）において、機構は、我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験が活用され、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大に通じるものであって、機構による支援が有効であると見込まれるものを支援することとしており、対象事業の重点化・効率化を図っている。

また、民間事業者の事業活動を後押しする観点から、機構は民業補完に徹することとしており、リスクが高く民間事業者のみでは十分な実施が困難な事業に対し、他の公的機関を含む関係者間で適切なリスク共有を図りつつ資金供給を行うこととしている。

<財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成における P D C A サイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和 4 年度の要求においては、令和 4 年度に投資を行う可能性があると見込まれる事業のうち、既に具体的な支援検討に着手している案件など、実施の確度の高い

案件を中心に積算しており、これまでの支援実績積み上げによる民間事業者からの需要の増大を反映した結果、要求額を令和3年度の計画額より拡大している。

【参考】株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構支援基準（抄）

機構が対象事業支援の対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容を決定するに当たって従うべき基準を次のとおり定めることとする。

1 支援の対象となる対象事業が満たすべき基準

(2) 民間事業者のイニシアティブによる運営

- ① 機構と協調して、民間事業者から対象事業者に対して出資等の資金供給が行われること。
- ② 民業補完性に配慮し、機構が我が国の事業者との間で対象事業者への最大出資者とならないこと。
ただし、機構が我が国の事業者との間で最大出資者となることが一時的であると認められる場合は、この限りでない。

2 対象事業支援全般について機構が従うべき事項

(1) 運営全般

- ② 民間事業者の事業活動を後押しする視点を踏まえ、民業補完に徹すること。
- ③ リスクが高く民間事業者のみでは十分な実施が困難な事業に対し、他の金融機関を含む関係者間で適切なリスク共有を図りつつ資金供給を行うこと。

(参考：過去3カ年の財政投融资の運用残額)

	H30年度	R1年度	R2年度
運用残額	240	127	60
運用残率	76.9	36.2	14.2

<その他>

5. 上記以外の特記事項

該当なし。

産 業 投 資 に つ い て

(機関名：株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構)

(事業名：海外において行われる通信・放送・郵便事業)

1. 産投事業の内容

(1) 具体的な事業内容

機構は、日本企業の海外展開を後押しするため、我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し、長期リスクマネーの供給、専門家の派遣等の支援を行うこととしている。

(2) 必要とする金額の考え方

機構が支援を行うことを検討している事業のうち、令和4年度中に支援を行う蓋然性が相当程度高いと認められるものについて、出融資に必要な金額を積算し、その金額を要求している。

(3) 見込まれる収益

機構が支援を行う事業については、長期的には収益が確保できると見込まれること、支援決定を行ってから一定の期間以内に機構が保有する対象事業者に係る株式等の譲渡その他の方法による資金回収が可能となる蓋然性が高いものであること等を要件としている。このため、機構は、デューディリジェンスを通じて事業ごとに収益性を詳細に分析し、IRR（内部収益率）や投資倍率を投資判断の指標とし、一定の収益を確保することを見込んで支援決定を行っている。

また、機構は、累積損失の早期解消に向けて、「新経済・財政再生計画改革工程表 2018」を踏まえた投資計画を策定・公表している。当該計画においては業務終了時まで55億円の収益をあげることを見込んでいる。

(4) 民間資金の動員の蓋然性

機構が事業の支援を行うに当たっては、機構と協調して民間事業者から出資等の資金供給が行われることを要件としており、我が国の事業会社、金融機関等が出融資を行う予定である。

2. リスク管理体制

機構が支援する事業については、民間での投資業務の経験を有する職員を中心に編成された担当チームが、デューディリジェンスを通じて事業の収益性やリスクを詳細に分析し、内部の投資規程に基づき慎重な検討を行った上で、社外取締役が過半数を占める海外通信・放送・郵便事業委員会において投資実行の意思決定を行うこととしている。また、投資実行後においては、機構から投資先に役職

員を派遣するとともに、内部のモニタリング規程に基づき、事業計画の進捗、財務情報等を定期的にモニタリングすることで、リスクを管理している。

なお、投資案件が特定の事業類型や地域に過度に偏ることがないように、機構の目的の範囲内における投資の中で適切な分散投資を行うとともに、必要に応じ、投資全体の運用方針を見直すこととしている。

政 府 保 証 に つ い て

(機関名：株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構)

1. 政府保証の考え方

(1) 政府保証国内債

令和4年度に機構が支援を行う可能性がある通信・放送・郵便事業に関し、機構が支援に必要な資金を金融市場から円滑に調達するため、政府保証国内債を要求する。

なお、機構における政府保証の活用は、以下の理由から、政府保証債に係る4種類の類型iv②に該当する。

【機構における政府保証の活用】

通信・放送・郵便事業は、一定の契約者数が確保されれば安定的に利益を生み出すという事業特性があり、中長期的には一定のリターンが期待できるが、比較的大きな初期投資を要し、事業期間も長期にわたることから、投資の回収までには相応の期間を見込む。機構は、このような課題に対応するため、海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対して資金供給その他の支援を長期的に行うこととされていることから、「長期資金の必要性」があると認められる。

また、海外における通信・放送・郵便事業には、同事業分野が規制分野であることによる政治リスク（突然の政策・制度の変更）やそれに伴う需要リスク（想定していた利用者確保できずに採算割れを招くおそれ）が存在しており、民間から資金が集まりにくい等の課題がある。このため、「政府保証の付与がなければ、リスクプレミアムが加味されて資金調達コストが高くなり、政策目的の達成に多大な支障をきたす」おそれがあると認められる。

加えて、海外における通信・放送・郵便事業は、現地の政治情勢等の影響を受けて急遽進展し、突発的に資金需要が生じる場合がある。政府保証の付与により、このような場合においても機構自らが金融市場から機動的に資金を調達することが可能となることから、「財務レバレッジを拡大できる効果」があると認められる。

(2) 政府保証外債

該当なし。

(3) 政府保証外貨借入金

該当なし。

2. 必要とする金額の考え方

(1) 政府保証国内債

機構が今後支援を行うと見込まれる通信・放送・郵便事業のうち、令和4年度に投資を実行する可能性があるものと認められるものについて、必要な金額を計上している。

(2) 政府保証外債

該当なし。

(3) 政府保証外貨借入金

該当なし。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構)

「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に盛り込まれた事項に関する要求内容

機構に関する令和4年度財政投融资要求は、「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「成長戦略フォローアップ」を踏まえ、行うものである。

【参考1】経済財政運営と改革の基本方針2021（骨太の方針）（令和3年6月18日閣議決定）（抄）

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉 ～4つの原動力と基盤作り～

5. 4つの原動力を支える基盤づくり

(7) 戦略的な経済連携の強化

(グリーン・デジタルを始めとする戦略的国際連携)

質の高いインフラ投資を推進し、ポストコロナを見据えた「インフラシステム海外展開戦略2025」に基づく施策を着実に進める。

【参考2】成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）（抄）

14. 新たな国際競争環境下における活力ある日本経済の実現

(3) 日本企業の国際展開支援

i) インフラシステム海外展開

昨今のインフラ海外展開を取り巻く環境の変化を踏まえ、インフラ海外展開の目的を a) カーボンニュートラル、デジタル変革への対応を通じた経済成長の実現、b) 展開国の社会課題解決・SDGs 達成への貢献、c) 「自由で開かれたインド太平洋」の実現等外交課題への対応を3本柱とする「インフラシステム海外展開戦略2025」（新戦略、2020年12月）及び「ポストコロナを見据えた新戦略の着実な推進に向けた取組方針」（2021年6月）に基づき各種施策を推進していく。

(具体的な対応)

- ・ PPPを含む日本企業の海外展開、脱炭素を含む環境対応、外国政府等とのパートナーシップ構築、SDGs 達成等のため、公的金融機関・国際開発金融機関、官民ファンド等を利活用する。NEXIはLEADイニシアティブを通じて積極的な案件組成を促す。

【参考3】インフラシステム海外展開戦略2025（令和3年6月改訂版）

(令和3年6月17日経協インフラ戦略会議決定）（抄）

第3章 具体的施策集

1. コロナによる環境変化への対応を、スピード感を持って集中的に推進

(1) 足元の緊急対応

(我が国企業への支援方針とりまとめ)

- ・ コロナで中断を余儀なくされた経協インフラ案件への対応について、我が国企業への支援方針を取りまとめ、民間企業に周知するとともに、公的金融機関、官民ファンドと一体となり、在外公館等を通じて支援を推進する。＜経協、総務、外務、財務、経産、国交、JICA、JBIC、NEXI、JOIN、JICT＞

(2) 海外インフラを取り巻く環境変化への対応

(ウイズコロナ時代のインフラ海外展開)

- ・ 新型コロナウイルス感染症に対応するための日本の技術と経験を活用した国際展開を行う

(通信網整備、ビッグデータ利用、遠隔医療等)。<総務、JICT>

3. デジタル技術・データの活用促進によるデジタル変革への対応

(1) デジタル技術を活用したインフラシステム案件の組成推進

○上流からの政策支援 / (F/S、実証)

- ・ ビジネストレンドや企業ニーズを踏まえ、JICTの活用や関係機関との連携により、Society 5.0の実現やSDGsの達成に資する事業を支援し、我が国企業によるICTの海外展開を促進する。<総務、JICT>
- ・ 公募を通じた技術力かつアイデアを有するスタートアップ等の民間企業の展開支援による海外展開向けイノベーションの創出など、将来的な海外展開を見据えた取組を実施する。<総務、JICT>
- ・ 総務省等の実施する案件発掘からJICTといった政府関係機関等の支援ツールへのパトタッチにより案件形成力を強化する。<総務、JICT>

(6) 我が国の強みが活かされるデジタル技術活用やデータの利活用の基盤となる技術の海外展開の推進

○プラットフォーム型モデル / (全般)

- ・ 「総務省海外展開行動計画2020」に基づき、プラットフォーム型のビジネスモデルの構築を含め、デジタル分野や公共・防災分野のより実質的な海外展開を推進し、デジタルインフラ、デジタル利活用に加え、郵便、デジタル・ガバメント(電子政府)、統計、消防、行政相談などの国民サービス向上に資する重点プロジェクトを推進する。<総務、JICT>

○5G / (ハードインフラ)

- ・ 「信頼性のある自由なデータ流通(DFFT)」を支える5Gを起点とする産業基盤の展開、「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」も踏まえた光海底ケーブルをはじめとした質の高いインフラ整備を促進する。<総務、JICT>
- ・ JICTを活用し、我が国企業が海外における5G・光海底ケーブル等のデジタルインフラ事業に参画することを支援する。<総務、JICT>

○公的金融支援 / (JICT)

- ・ 我が国企業によるM&A等を通じた、海外における5G・光海底ケーブル等のデジタルインフラ事業に参画することを積極的に支援する。<総務、JICT>

6. 展開地域の経済的繁栄・連結性向上

(戦略的な案件形成)

- ・ 公的資金スキームを活用し、以下の諸点に留意しつつ、戦略的な案件形成に努める。<経協、外務、財務、総務、経産、国交、JICA、JBIC、NEXI、JOIN、JICT>
 - 海洋安全保障、連結性向上、法の支配の重点分野に関する基幹インフラ案件を所掌する関係省庁の連携を強化。ハード、ソフト両面での協力の実施。
 - ハードインフラ支援では、コロナ禍でも需要が大きく拡大しているICTインフラ等について、公的支援ツールの連携を図り、国の適切なリスク管理体制を強化。
 - ソフトインフラ支援では、コロナ禍の下、重要性が高まった医療・保健・公衆衛生など日本の経験をもとにした協力・海外展開や質の高いインフラ原則の実践に繋がる政策対話、人材育成、研修の実施。
 - 地域別取組の一環として、インド太平洋を中心とした我が国にとっての重要地域に対する支援方針、FOIP実現の観点を含めた取り組みの検討(例えば、2021年に第9回太平洋・島サミット(PALM9)及び第13回日本・メコン地域諸国首脳会議が、2022年にTICAD8が開催予定であり、こうした外交日程に先立って行く。)
 - 我が国企業のサプライチェーンリスクや対外投資リスクへの対応のため官民コミュニケーションの強化。

(公的資金支援)

- ・ ODAはFOIP実現においても重要なツールであり、これまでも戦略的に活用。こうした取組に日本企業の参加を促していくため、広範な公的資金スキームの活用が重要。こうした観点

からも、Core Japan の実施に向けた施策、適切なリスク管理策、民間資金の更なる動員に資する施策等公的資金スキームの不断の見直しを行う。＜外務、関係省庁＞

- 「自由で開かれたインド太平洋」構想等の外交政策の下、競合国・関係国の能力や動向等を踏まえた対応を強化する観点から、戦略的重要性の高いインフラ案件等について、JBIC の出融資や JOIN、JICT による民間企業との共同出資など多様なファイナンスメニューを活用しつつ、広く国益の観点から戦略的かつ柔軟に取り組む。＜財務、国交、総務、JBIC、JOIN、JICT＞

7. 官民連携による我が国に優位性又は将来性のある領域・ビジネスモデルに関する取組の強化

(1) 売り切りから継続的な関与への多様化の促進 / (A) O&M 参画の推進

○上流からの政策支援 / (インフラ整備との一体化)

- ・ インフラ整備の案件組成段階から、O&M の本邦企業の事業参画について働きかけを行い、インフラ整備と O&M を組み合わせた一体的な案件形成を促進する。＜財務、外務、経産、国交、総務、JBIC、JICA、JOIN、JICT＞

○公的金融支援 / (公的金融機関による支援の拡充の検討)

- ・ 機器整備に付随する O&M でなく、日本企業の技術とノウハウを活かした高付加価値の O&M サービス海外展開を促進するため、途上国での市場拡大に向けた O&M を対象とする円借款案件の拡大、公的ファイナンスの活用による先進国も含めた O&M 海外展開の促進を進める。＜財務、外務、経産、国交、総務、JBIC、JICA、JICT＞

(3) 民間資金と公的資金の連携による支援 / (C) 公的金融等による支援強化

○官民ファンドの取組の強化 / (JICT)

- ・ 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法付則第 4 条に基づき、有識者へのヒアリング等を踏まえつつ、政府や機構としてのビジョンや支援のあり方に関する検討を引き続き実施する。当該検討の結果等を踏まえ、支援対象の充実、支援の迅速化、組織体制の強化及び運用基準の明確化等を通じ、我が国事業者による活用機会の一層の拡大を図る。＜総務、JICT＞
- ・ ベンチャー企業や地域経済を支える民間事業者が参加する事業に対する JICT の資金供給を拡大するための仕組みを引き続き検討する。＜総務、JICT＞

○積極的なリスクテイク / (JICT)

- ・ 民間企業だけでは参画が難しい大規模 M&A、海外におけるデータセンター、5G、光海底ケーブル等のデジタルインフラ整備・運営に係る事業等に対し、国内企業からの需要に応じて積極的なファイナンス支援を行う。＜総務、JICT＞

財政投融資の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構）

1. 政策的必要性

通信・放送・郵便事業については、経済成長が進む新興国や発展途上国を中心に世界各国で大きな成長が続いており、同事業に係るインフラ需要の拡大が見込まれている。一方、我が国では、インフラシステムの輸出を成長戦略・国際展開戦略の柱の一つとして位置付け、日本の「強みのある技術・ノウハウ」を最大限に活かして、世界の膨大なインフラ需要を積極的に取り込むことにより、我が国の力強い経済成長につなげていくこととしている。

以上の背景から、「経済財政運営と改革の基本方針 2021（骨太の方針）」（令和3年6月18日閣議決定）では、グリーン・デジタルを始めとする戦略的国際連携として「質の高いインフラ投資を推進し、ポストコロナを見据えた「インフラシステム海外展開戦略 2025」に基づく施策を着実に進める」こととされている。また、成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）では、「PPPを含む日本企業の海外展開、脱炭素を含む環境対応、外国政府等とのパートナーシップ構築、SDGs達成等のため、公的金融機関・国際開発金融機関、官民ファンド等を利活用する」とされているところである。

また、「総務省海外展開行動計画 2020」（令和2年5月1日総務省公表）では、今後のICTの海外展開の推進に関する取組の1つとして、継続的なファイナンス支援体制の確保を掲げており、「今後も需要の拡大が見込まれるICTインフラの海外展開を後押しするためにも、JICTのさらなる活用に向けた検討を行う」としている。

海外における通信・放送・郵便事業は、同事業分野が規制分野であるが故の政治リスク（突然の政策・制度の変更）やそれに伴う需要リスク（想定していた利用者を確保できずに採算割れを招くおそれ等）が存在するため、民間から資金が集まりにくく、民間だけでは参入が困難な状況にある。

このため、機構は、我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の支援を行うことにより、民間金融から資金供給を誘発する（「呼び水」効果）とともに、相手国政府等との交渉力を強化し、我が国の事業者の海外展開を後押しすることとしている。「インフラシステム海外展開戦略 2025（令和3年6月改訂版）」（令和3年6月17日経協インフラ戦略会議決定）においても、「ビジネストレンドや企業ニーズを踏まえ、JICTの活用や関係機関との連携により、Society 5.0の実現やSDGsの達成に資する事業を支援し、我が国企業によるICTの海外展開を促進する」こととされており、機構が積極的に役割を果たすことが期待されているところである。

このように、機構が支援の対象とする通信・放送・郵便事業は、我が国の成長戦略・国際展開戦略の観点から政策的期待が高い一方で、リスクが高く、民間だけでは十分に資金が供給されない事業分野であり、事業期間も長期にわたることから、機構が長期の資金供給を行う必要がある。

よって、財政投融資により資金調達を行うことが適切である。

2. 民業補完性

海外における通信・放送・郵便事業は、一般的なビジネスリスクに加えて、政治

リスク等の特有なリスクが存在するため、民間から資金が集まりにくい等の課題がある。このため、機構が資金供給その他の支援を行い、株主として事業に参画することにより、適切なリスク分担の下、民間が負担しきれないリスクを分担し、民間金融からの資金供給を誘発する「質的補完」を行う。

なお、機構が事業の支援を行うに当たっては、機構と協調して民間事業者から出資等の資金供給が行われることを要件とし、民間事業者のイニシアティブにより運営することとしており、機構は民業補完に徹することとしている。

3. 有効性

機構は、資金供給その他の支援を通じ、民間が負担しきれないリスクを分担することにより、我が国の事業者の海外展開を後押ししている。これにより、我が国の技術・知見を活かしたインフラ投資が拡大し、我が国の経済成長の実現に寄与することが期待される。

また、機構では、「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議・幹事会」において、長期収益性、民間資金の海外プロジェクトへの誘導効果、海外市場への参入促進等の観点からKPI（事後検証可能な指標）を設定しており、支援の実績を定量的に評価し、有効性を確認することとしている。

4. その他

機構は、社外取締役が過半数を占める海外通信・放送・郵便事業委員会において投資実行の意思決定を行うこととしており、客観性・中立性を確保した投資を行っている。

また、投資案件が特定の事業類型に過度に偏ることがないように、機構の目的の範囲内における投資の中で適切な分散投資を行うとともに、必要に応じ、投資全体の運用方針を見直すこととしている。

2 年度決算に対する評価

(機関名：株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構)

1. 決算についての総合的な評価

機構は、通信・放送・郵便の各分野において案件の発掘・組成を進め、令和2年度は計2件、約372億円の支援決定を行い、令和元年度以前に支援決定した案件も含めて約434億円の投資を実行した。また支援を行うために必要な資金として政府から263億円の出資を受け、政府保証債100億円を発行した。こうしたことから、令和2年度は営業費用2,171百万円を計上し、当期純損失1,422百万円となった。なお、機構が支援対象とする事業は長期にわたって実施されるものであり、投資を行い株式売却等の収益が発生するまで相応の期間を要する。改革工程表2018を踏まえた投資計画においては、令和7年度に単年度黒字化、令和13年度に投資額の回収を見込む。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

資産	計	71,806百万円
負債	計	11,013百万円
純資産	計	60,792百万円

(2) 費用・収益の状況

費用	売上原価	1,061百万円
	販売費及び一般管理費	1,110百万円
	営業外費用等	96百万円
	計	2,266百万円
収益	売上高	719百万円
	営業外収益	160百万円
	計	879百万円

※計数については単位未満四捨五入